

議案第45号

平成30年度基山町一般会計補正予算（第5号）

平成30年度基山町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,752,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月3日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
11 分担金及び負担金		105,743	11,237	116,980
	1 分担金	6,211	3,898	10,109
	2 負担金	99,532	7,339	106,871
13 国庫支出金		1,357,547	21,622	1,379,169
	1 国庫負担金	505,331	20,578	525,909
	2 国庫補助金	846,663	40	846,703
	3 委託金	5,553	1,004	6,557
14 県支出金		926,380	21,006	947,386
	1 県負担金	252,298	8,948	261,246
	2 県補助金	633,047	12,022	645,069
	3 委託金	41,035	36	41,071
15 財産収入		146,989	238	147,227
	1 財産運用収入	4,897	238	5,135
16 寄附金		1,002,520	2,906	1,005,426
	1 寄附金	1,002,520	2,906	1,005,426
17 繰入金		1,129,077	77,390	1,206,467
	1 基金繰入金	1,128,692	77,390	1,206,082
19 諸収入		236,535	8,590	245,125
	5 雑入	91,580	8,590	100,170
20 町債		809,840	3,300	813,140
	1 町債	809,840	3,300	813,140
歳 入	合 計	9,606,239	146,289	9,752,528

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		101,171	558	101,729
	1 議会費	101,171	558	101,729
2 総務費		2,374,119	22,462	2,396,581
	1 総務管理費	2,193,288	20,424	2,213,712
	2 徴税費	102,837	1,362	104,199
	3 戸籍住民基本台帳費	63,020	676	63,696
3 民生費		3,018,283	60,970	3,079,253
	1 社会福祉費	1,250,772	35,143	1,285,915
	2 児童福祉費	1,767,509	25,827	1,793,336
4 衛生費		636,827	1,709	638,536
	1 保健衛生費	177,287	1,709	178,996
6 農林水産業費		132,926	△5,191	127,735
	1 農業費	111,639	△5,197	106,442
	2 林業費	21,287	6	21,293
7 商工費		87,299	483	87,782
	1 商工費	87,299	483	87,782
8 土木費		941,571	1,163	942,734
	1 土木管理費	25,038	468	25,506
	2 道路橋梁費	389,757	△111	389,646
	3 都市計画費	70,672	520	71,192
	5 住宅費	311,027	286	311,313
9 消防費		259,603	548	260,151
	1 消防費	259,603	548	260,151
10 教育費		640,102	△3,095	637,007
	1 教育総務費	74,730	2,524	77,254
	2 小学校費	91,823	903	92,726

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
自然災害防止事業	(千円) 3,300	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。